

該当箇所	意見
<p>「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令案（新旧対照表）」</p>	<p>特殊詐欺の被害が減少していないこと、特殊詐欺で利用される通信サービスが多様化していることから、こうしたサービスの悪用防止対策をさらに強化することを目的とした、本件省令案に賛同いたします。</p> <p>一方で、050 アプリ電話の役務提供に際しては、その多くが他の通信役務（携帯音声通信役務、またはデータ通信役務）に付随してサービス提供している実態がございます。</p> <p>うち携帯音声通信役務については、役務提供契約を締結するに際して本人確認を行うことが、携帯電話不正利用防止法にて定められております。加えて、当協会 MVNO 委員会においては、データ通信契約についても原則、同法と同一の本人確認方法により受付を行うこととする申合せを 2021 年 1 月に議決しており、これを受けて、多くの事業者が、契約者へ予めご理解・ご協力をいただき、自主的に本人確認を実施した上での契約受付を行っております。</p> <p>については、他の通信役務の契約に際して、携帯電話不正利用防止法に基づいた、あるいは同法と同一の本人確認が既になされている場合には、当該他の通信役務での本人確認、および両役務の利用者が同一であることを、マイページへのログイン等により簡易に確認することを以て、050 アプリ電話における本人確認とみなす等、契約者及び事業者に過度な追加負担が発生しないような考え方の整理についてご検討いただきますよう、何卒、宜しく願いいたします。</p>

以上